平成２７年（フ）第２７号
盛岡市本町通３丁目５番29号　カサブランカＳ202号、旧住所盛岡市玉山区寺林字平森67番地２
破産者　高橋　　博
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１３３号
盛岡市上田２丁目８番１号　第２ファミリア沢田101号
破産者　髙田いおり
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２３８号
岩手県花巻市星が丘２丁目29番13号
破産者　髙橋　将光
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１４号
岩手県下閉伊郡田野畑村浜岩泉119番地７
破産者　熊谷　洋一
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第１５号
秋田県由利本荘市東由利老方字五升畑34―２、開始決定時の住所岩手県下閉伊郡田野畑村浜岩泉119番地７
破産者　熊谷　大裕
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２７年（フ）第５１５号
山形県尾花沢市横町１丁目８番51号
破産者　山口　祐治
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５４号
山形県東置賜郡川西町大字上小松438番地
破産者　舩山　賢治
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第５８号
山形県東置賜郡高畠町大字入生田509番地
破産者　井上　時子
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第９３号
富山県高岡市伏木中央町１番34号
破産者　呉　　直樹
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１３９号
長野市大字長野若松町1085番地
破産者　小川　昌清
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１５号
岐阜市元町２丁目４番地
破産者　篠田　拓弥
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５３号
岐阜県高山市石浦町４丁目194番地
破産者　東　美保子
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第４３９号
名古屋市天白区植田西１丁目201番地　コートメモリー305号
破産者　Ｍａｋｅ　Ｆｌｅｕｒｓこと　永田　雅行
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４６１号
名古屋市名東区本郷３丁目75番地　Ｓｈｉｎｅ幸栄Ⅱ　502号、従前の住所名古屋市名東区本郷２丁目152番地　サニーハイツ本郷303号
破産者　福谷志都代
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２０８号
名古屋市中村区岩塚町２丁目８番地　岩塚町スカイマンション403号、従前の住所名古屋市中村区大日町14番３号　桂山大日町ハイツⅡ　１Ａ号
破産者　菊池　慶司
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４５６号
名古屋市天白区植田西３丁目1105番地　リバーサイド塩釜　106号
破産者　辻　　初義
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４８４号
名古屋市名東区よもぎ台２丁目812番地　後藤ビル406号
破産者　大薗　文博
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４５１号
大阪市住吉区長居１丁目２番12―1202号
破産者　太田　年明
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１９１号
大阪府交野市私部４丁目18番５号、前住所大阪府枚方市新之栄町４番６号
破産者　田原　　衛
１　決定年月日　平成28年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部